

Yell Talk 出演承諾書

貴社または貴殿（甲）は、株式会社 Yell Talk（以下「乙」といいます。）が運営するオンライントークサービス「YellTalk」（以下「本サービス」といいます。）において、所属タレント等に対しパーソナリティとしての登録をさせ、出演行為を行わせるにあたり、以下のすべての内容について承諾します。

第1条 （定義）

本承諾書における用語の意味は以下の通りとします。

- (1) 「所属タレント等」とは、タレント、芸人、俳優、DJ、歌手等、芸能の分野で活動する者で、甲に所属している者をいいます。
- (2) 「パーソナリティ」とは、出演行為の提供を行うために登録を受けた者をいいます。
- (3) 「本規約」とは、乙が別途定める「Yell Talk 利用規約」をいいます。
- (4) 「本サイト」とは、本サービスの提供の場として乙が指定するウェブサイト（<https://yell-talk.com/>）をいいます。
- (5) 「ユーザー」とは、出演行為の提供を受けるために登録を受けた者をいいます。

第2条 （出演義務）

1. 甲は、所属タレント等に対し、本規約に同意させた上で、パーソナリティとしての登録を行わせ、以下の出演行為をさせる義務を負います。
 - (1) 「トーク」 一人又は複数人のユーザーに対して、本サイト内の乙所定のページ上において、当該パーソナリティとの間で個別にメッセージを相互に発信し合ってコミュニケーションをとる機会を提供すること
 - (2) 「オンライン2ショット」 一人又は複数人のユーザーに対して、本サイト内の乙所定のページ上において、当該パーソナリティと当該ユーザーが同一画角内に映っている画面を、スクリーンショットその他乙が指定する方法によって撮影することのできる機会を提供すること
 - (3) 「オンラインライブ」 一人又は複数人のユーザーに対して、本サイト内の乙所定のページ上において、当該パーソナリティが講演、ライブ、コンサートなどを主宰し、その映像を視聴する機会を提供すること
2. 所属タレント等が未成年者（18歳未満）の場合、甲は、必ず当該所属タレント等の親権者、保護者等の法定代理人の同意を得させたいうで、パーソナリティとしての登録をさせる必要があります。その際は、本規約に従い、プロフィールに「親権者、保護者等の法定代理人の同意を得ている」旨記載させなければならないものとします。

第3条 （報告義務）

1. 甲は、所属タレント等がパーソナリティ登録を完了した後、当該所属タレント等の出演行為に関連して乙が必要と判断した事項について乙に報告をしなければならないものとします。
2. 甲は、ユーザーが本規約に違反し若しくは違反するおそれがあると乙が判断した場合又は乙が本規約に違反するユーザーとして甲に指示を行った場合には、乙の指定する方法で調査を行い、乙が必要と判断した事項について乙に報告しなければならないものとします。

第4条 (肖像権の侵害について)

ユーザーが所属タレント等の肖像権の侵害をし、甲又は所属タレント等に損害が生じても乙は一切の責任を負いません。

第5条 (知的財産権等について)

1. 本サイト内で生じた著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含みます)をはじめとする知的財産権(以下「知的財産権等」といいます)については、申請の有無に関わらず発生と同時にすべて乙に権利帰属するものとします。
2. 知的財産権等について利用料等が発生する場合であっても、乙から支払う報酬に含まれるものとみなします。
3. 所属タレント等が独自に発生させた著作権についても、本サイト内で発生した権利は、発生と同時に乙に権利譲渡されるものとします。パーソナリティは著作者人格権を行使することはできないものとします。

第6条 (禁止事項)

1. 甲は、所属タレント等が、本規約に違反することのないよう、所属タレント等を監督する義務を負う。
2. 甲は、所属タレント等が、本規約に違反したことにより発生した損害を賠償する責任を負います。

第7条 (報酬等)

1. 乙は、本規約に従い、所属タレント等に対し、出演行為の対価としてユーザーから受領した料金の総額(なお、決済代行会社を通じて料金の受領がなされる場合には、決済代行会社から乙に対して現実に料金の振込がなされた場合のその金額をいいます。)から以下の割合の手数料及び、対象となる方は源泉徴収税を法律に基づき、差し引いた額の金銭を支払います。
 - (1) 手数料の計算 契約締結の日から2023年10月末日まで 20%
 - (2) 手数料の計算 2023年11月以降 変更予定
 - (3) 手数料の計算 2023年11月以降2023年10月末までに乙が甲に対して告知した割合
 - (4) 寄付金額の計算 手数料20%とは別に支払報酬の3%を下限として算出する
 - (5) 源泉徴収税の計算
 - 100万円以下の場合→税込み報酬(A)×10.21%
 - 100万円超の場合→税込み100万円×10.21%+(A-100万円)×20.42%
2. 前項の支払いは、月末締めとし、計算した金額が100万円(税込)以下の場合は翌月25日に支払い、100万円(税込)を超える場合は翌々月25日に事務所登録口座に振込みます。ただし、金融機関休業日の場合は前営業日に振り込まれます。その際の振込み手数料は一律550円とし、報酬から差引きます。

第8条 (免責)

1. 乙は、甲及び所属タレント等とユーザーとの協議、紛争、本サイトの不具合等については、いかなる場合であっても責任を負いません。
2. アカウントの管理はパーソナリティの責任で行っていただくとともに、公序良俗、法令に違反す

る配信、第三者の名誉、信用、権利の侵害となる行為、又はそのおそれのある行為があった場合でも乙は一切関与いたしません。

3. 乙の責に帰すことのできない事由から生じたデータ全部の喪失、一部喪失についての責任は負いかねます。
4. 乙は本サービスの提供に関して甲及び所属タレント等が使用するパソコン、スマートフォン、タブレット等の種類、性能等によって甲及び所属タレント等に生じた損害について一切保証しません。

第9条 (個人情報保護)

1. 甲は、所属タレント等に対し、乙が、個人情報を個人情報保護法等関連法令に照らし収集、利用することについて同意させるものとします。
2. 甲は、所属タレント等に対し、以下の個人情報の利用についてあらかじめ同意させるものとします。
 - (1) 乙のアフィリエイト、データ解析ツール提供元及び広告配信先その他の乙提携先への提供
 - (2) 本サイト、閲覧履歴、検索履歴を含むアクセス履歴、クッキー等の収集
 - (3) 個人情報関連、アクセスデータの解析を個人情報と紐づけた上での利用
3. 乙は個人情報データベース等の不正提供を行わないこと及び個人情報に対する不当なアクセス又は個人情報の紛失、盗難、改ざん、漏洩等の危険に対し合理的な安全管理措置を講じこの方法を開示することを誓約します。

第10条 (本サービス又は本サイトの中断又は廃止)

1. 乙は、以下の事由の場合、本サービス又は本サイトの全部又は一部の提供を一時的に中断することができ、これにより甲に生じた損害については賠償責任を負わないものとします。
 - (1) システム点検又は緊急を要する場合
 - (2) 天変地異、不可抗力又は第三者による妨害等により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (3) 本サービスの提供に必要な事業者が通信障害やメンテナンス等によって停止、廃業した場合
 - (4) その他、乙が本サービス又は本サイトの一時的な中止が必要と判断した場合
2. 乙は、相当な理由がある場合、本サービス又は本サイトを廃止することができます。この場合、乙は甲に対し、事前に通知するものとします。

第11条 (適用法令)

本サービスに関する情報については制作時点で施行されている法令に従って運用するものとしますが、常に最新の情報に基づいていることを保証するものではありません。

第12条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲及び所属タレント等は、乙に対し、以下の各号の事項を誓約します。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます)ではないこと
 - (2) 反社会的勢力と以下の関係を有していないこと
 - ① 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協

力し、又は関与している関係

(3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長、その他名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいいます）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

(4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと

(5) 自ら又は第三者を利用して本契約に関して以下の行為をしないこと

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し又は信用を毀損する行為
- ⑤ その他前号に準ずる行為

2. 乙は、甲及び所属タレント等が前項各号に違反した場合、何ら催告せずに本契約を解除することができる。とともに、これによって生じた一切の損害の賠償を請求することができる。

第13条（損害賠償）

所属タレント等が、本契約又は本規約に違反し、乙に損害が生じた場合、甲はこの損害について賠償責任を負うものとします。

第14条（準拠法及び裁判管轄）

本承諾書に関する準拠法は日本法とし、本承諾書に関連して生じた紛争については、訴額に応じて乙本店所在地の簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条（効力維持規定）

第6条及び第9条、第10条、第12条乃至第14条の規定は契約終了後もその効力を維持するものとします。

本承諾書の内容を理解しその内容すべてについて同意します。